

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第一条～第五条(略)

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る旧ガス事業法の規定の適用についての技術的読替え)

第六条 改正法附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧ガス事業法の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条の六の見出し	第三十七条の六の二	供給約款等	供給約款等	第三十七条の七の見出し	第三十七条の七の二	第三十七条の七の二
供給約款等	次条第一項において準用する第十七条第一項	供給約款	供給約款	事業	三年	その事業の
指定旧供給地点小売供給約款	電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。)附則第三十条第一項	指定旧供給地点小売供給約款	指定旧供給地点小売供給約款	指定旧供給地点小売供給	改正法第五十一条の二の改正前のガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号。以下「旧ガス事業法」という。)第三十七条の二の施行期日(以下「旧ガス事業法の施行期日」という。)の施行期日(以下「改正法第五十一条の二の施行期日」という。)の施行期日(以下「改正法第五十一条の二の施行期日」という。)	その指定旧供給地点小売供給(改正法附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点小売供給をいう。以下「旧供給」という。)

3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、同表第六号及び第七号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

<p>一 改正法附則第十二条第二項、第三項及び第五項に基づく権限であつてガス小売事業に係る業務を行う区域が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるみなしガス小売事業者(当該区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く)に関するもの</p> <p>二 改正法附則第十四条第二項の規定に基づく権限であつて、供給区域(改正法第五条の規定による改正後のガス事業法(以下「新ガス事業法」という)第三十八条第二項第四号の供給区域をいう。以下この号において同じ)が一の経済産業局の管轄区域内のみにある改正法附則第十四条第一項の規定により新ガス事業者(第五十五条第一項の規定による届出をしたものとみなされる者(供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く)に関するもの</p> <p>三 改正法附則第十五条第二項の規定に基づく権限であつて、同項の規定により提出される書類に記載された導管(以下この号において「特定導管」という)の設置の場所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある改正法附則第十五条第一項の規定により新ガス事業者(第七十二条第一項の規定による届出をしたものとみなされる者)に関するもの</p> <p>四 改正法附則第二十二條第二項、第二十三條第一項、第三項、第五項及び第六項、第二十四條第一項、第二十五條並びに第二十七條改正法附則第二十四條第二項の認可に係るものに限る。この規定に基づく権限であつて、指定旧供給区域等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧一般ガスみなしガス小売事業者(指定旧供給区域等内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く)に関するもの</p> <p>五 改正法附則第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三項、第五項及び第六項、第三十條第一項並びに第三十一條の規定に基づく権限であつて指定旧供給地点が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧簡易ガスみなしガス小売事業者に関するもの</p> <p>六 改正法附則第三十三條第一項及び第三十四條第一項の規定に基づく権限(改正法附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)</p> <p>七 改正法附則第三十三條第二項及び第三十四條第二項の規定に基づく権限(改正法附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)</p>	<p>ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長</p> <p>供給区域を管轄する経済産業局長</p> <p>特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長</p> <p>指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長</p> <p>指定旧供給地点を管轄する経済産業局長</p> <p>指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長</p> <p>指定旧供給地点を管轄する経済産業局長</p>
---	--

4 次の表の上欄に掲げる改正法附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

<p>一 改正法附則第三十三條第一項及び第三十四條第一項の規定に基づく権限</p> <p>二 改正法附則第三十三條第二項及び第三十四條第二項の規定に基づく権限</p>	<p>指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長</p> <p>指定旧供給地点を管轄する経済産業局長</p>
---	--

本則に次の一条を加える。

第十四条 (改正法附則第七十八條第二項の政令で定める償却資産等)
 第十五条 改正法附則第七十八條第二項の政令で定める償却資産は、原料処理設備、ガス発生設備及び附属設備の用に供する構築物並びに機械及び装置並びにガスホルダー、圧送器、整圧器、熱量調整装置及び導管(供給管及び屋内管を除く。次項において同じ)であつて、専ら指定旧供給区域等におけるガスの供給の用に供するものとする。

2 改正法附則第七十八條第三項の政令で定める償却資産は、新ガス事業者(第二条第一項に規定する特定ガス発生設備(容器及び気化装置を除く。))及び附属設備の用に供する機械及び装置並びに導管であつて、専ら指定旧供給地点におけるガスの供給の用に供するものとする。